

令和 4 年度地方税制改正(案)の概要について

1. 個人所得課税

◎住宅ローン控除の延長等に伴う措置

- ・ 所得税において、住宅ローン控除の控除率を 0.7%（現行 1%）、控除期間を 13 年（現行 10 年）としたうえで、適用期限を 4 年延長し、令和 7 年末までの入居者が対象とされる。この対象者について、所得税額から控除しきれなかった額を個人住民税額から控除する控除限度額を、消費税引き上げによる需要平準化対策の終了により、所得税の課税総所得金額等の 7%（最高 13.65 万円）から 5%（最高 9.75 万円）に引き下げる。
- ・ 令和 5 年度分以後の個人住民税について適用

◎上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し措置

- ・ 現行制度においては、上場株式等の配当所得等について、源泉徴収での課税方式と申告による課税方式があり、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であるが、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる措置を講ずる。
- ・ 令和 6 年度分以後の個人住民税について適用

2. 資産課税

◎固定資産税（土地）の負担調整措置

- ・ 固定資産税（土地）の負担調整措置において、令和 4 年度に限り、商業地等（負担水準が 60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5%（現行 5%）とする。
- ・ 都市計画税についても同様の措置を講ずる。

◎貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設

- ・ 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により貯留機能保全区域として指定を受けた土地に係る課税標準を、指定された翌年を賦課期日とする年度から3年度分、その価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる。
- ・ 都市計画税についても同様の措置を講ずる。
- ・ 令和5年度分以後の固定資産税について適用

3. その他

◎eLTAXを通じた申告・申請及び納付の対象の拡大

- ・ 納税者が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続きについて、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる。令和5年10月地方たばこ税の申告実施予定、その後順次拡大予定。
- ・ eLTAXを通じた納付の対象を全税目に拡大し、合わせて納付手段を拡大するため、所要の措置を講ずる。令和5年4月固定資産税、軽自動車税実施予定、その後順次拡大予定。